

冬真ただ中

1月20日(水)は二十四節季の大寒の日でした。大寒とは一年中で一番寒い時期ということです。20日(水)は本当に寒い日でしたが、風の影響で空気が澄んでいたのも、遠くの山々までよく見えました。校歌にある御岳山も、雪をしっかりと頂いてとてもきれいに見えました。この冬は気温も低く雪の量も多いと聞いています。あるテレビ番組を見ていたら外国の人が日本の雪景色を見たくて来日したと聞いていました。暑い地方の国の人ではないのですが、日本の雪景色はとてもきれいだそうです。また、人口が多いところでこれほど雪が積もる国はそんなにないそうです。最近では大雪の影響により高速道路で車が立ち往生して、何日も脱出できなかったなどと雪による事故のニュースもよく聞きます。本当に冬真ただ中ですね。日本には豪雪地帯特別措置法という大雪が降る地域を支援するための法律があります。それによって豪雪地帯と指定されている地域は、日本の国土の51%。つまり半分以上が豪雪地帯となっていると聞きました。世界的にも雪の多い国なのだそうです。ジャージ登校で熱中症対策をしていた夏のことを思うと、こんなに寒い冬が来るのですから日本という国は四季折々ですね。だからこそ、さまざまな日本独自の文化が生まれ、それに外国の方々も興味をもつのもかもしれません。冬になると訪れるツグミやジョウビタキの姿も、まだ大中の庭や木々で見かけます。それでも12月1日号の親和に載せた洋ランは、校長室で花を咲かせました。まだ春は遠いのですが春の足音は遠くに聞こえ始めています。暖かくなると始まる、新しい学年や進路先での生活に思いを馳せながら、今の生活を大切にしていきましょう。



〈校長室の洋ラン〉

あいさつ運動

保健委員会の生徒が、緊急事態宣言が再発令されたことをうけて1月18日(月)から、あいさつとともに手洗いの呼びかけをしています。コロナ対策も慣れっこになり、手を抜いてしまっているところがあります。受験シーズンもスタートしています。大切な自分のためにも手洗いをこまめにしましょう。活動は月・水曜日に計6回行われるそうです。また、生徒会のあいさつ運動も行われました。いつも0の付く日に昇降口前で行われていて、1月20日(水)はとても寒い朝でしたが、抜けるような青空のもと昇降口前の階段付近を中心に生徒の皆さんにあいさつをしていました。コロナの感染予防のためマスクをしているので、声が聞こえにくいというえに表情が分かりにくいので、あいさつをしていないように思われることが多くあります。相手の目を見ることがと会釈を交えてきちんと声を出してあいさつすることが大切です。



〈保健委員会・生徒会によるあいさつ運動の様子〉

セルフディフェンス講座

1月20日(水)に、人権擁護委員の方と講師の方をお呼びして、セルフディフェンス講座を行いました。セルフディフェンスとは、不審者・いじめる人・犯罪や悪いことに誘う人など、あらゆる危険から自分で自分を守ること。自分を大切にすることです。この講座は毎年1年生を対象に行っていて、犯罪等の誘いを断る方法、ネット、スマホの危険について、不審者から身を守る方法や護身術などについて学習しました。今年は、緊急事態宣言が発令されており、リモートで実施し各学級で話を聞きました。講師

の方も、リモートでの講座は初めてだとおっしゃっていましたが、分かりやすくお話していただきました。ありがとうございました。



〈セルフディフェンス講座の様子〉

クラブハウス塗装、運動場時計設置完了

私が中学生だった時からあるクラブハウスの外壁塗装工事が終了しました。古い建物ですが、最近では扉の修理もし開閉がしやすくなりましたし、外壁の塗装もきれいに塗り替えられてとてもきれいになりました。今は部活動ができませんが活動再開後には、生徒の皆さんが、きれいなクラブハウスを活用して練習に取り組む姿を見るのがとても楽しみです。大切に使ってください。また、運動場の照明撤去に伴い外されていた時計設置工事も終了しました。どこからでも見やすいように2か所に設置されています。これで朝の部活終了時刻や午後の活動終了時刻も確認できるので、教室に行くのが遅れたり、下校時刻を守れなかったりすることはなくなりますね。



〈きれいなクラブハウスと時計〉

お知らせ

就学援助制度のお知らせ

大府市では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者の方に対して、学用品費・学校給食費等を援助する事業を行っています。

援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 次の基準のいずれかに該当する方で、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方
 - ① 市民税の非課税、または減免世帯
 - ② 個人事業税、または固定資産税の減免世帯
 - ③ 国民年金の掛け金、または国民健康保険税の減免、もしくは徴収の猶予世帯
 - ④ 児童扶養手当の受給世帯（児童手当とは異なります）
 - ⑤ 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた方
 - ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けた方
 - ⑦ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
 - ⑧ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
 - ⑨ その他（上記以外の場合）

※この制度についてのお問合せは各小中学校及び教育委員会学校教育課（TEL：46-3332）まで